

議案第 1 号

茂原市文化財保存事業補助金交付規則の制定について

茂原市文化財保存事業補助金交付規則を次のように制定する。

平成 29 年 6 月 27 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市文化財保存事業補助金交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）、千葉県文化財保護条例（昭和 30 年千葉県条例第 8 号）及び茂原市文化財の保護に関する条例（昭和 47 年茂原市条例第 68 号）の趣旨にのっとり、市内の文化財の適正な保存管理とその活用を図るため、当該文化財の所有者、管理者、保持者又は権限に基づく占有者（以下「所有者等」という。）が行う文化財保存事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(補助対象等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる文化財は、法第 2 条第 1 項各号に定める文化財のうち、国、県及び市指定並びに国登録の文化財とする。

2 補助金の交付の対象となる事業の経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。ただし、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(交付申請)

第 3 条 補助金の交付申請をしようとする所有者等は、茂原市文化財保存事業補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければな

らない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(交付の決定等)

第4条 教育委員会は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、茂原市文化財保存事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、所有者等に通知するものとする。

(事業の変更等)

第5条 補助金の交付決定後、文化財保存事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、茂原市文化財保存事業変更（中止・廃止）申請書（別記第3号様式）を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請により補助金の額に変更が生じたときは、茂原市文化財保存事業補助金交付変更決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第6条 所有者等は、文化財保存事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに茂原市文化財保存事業実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 完成写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 教育委員会は、前条の実績報告書等を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、茂原市文化財保存事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により、所有者等に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により通知を受けた所有者等が、補助金の交付を受けようとするときは、茂原市文化財保存事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 教育委員会は、所有者等が次の各号の一に該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従わなかったとき。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条）

| 文化財の区分 | 補助の対象となる経費 | 補助率 |
|----------|--|--|
| 国指定文化財 | 「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項」（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に定める対象経費 | 補助対象経費に係る県費補助額の1/2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） |
| 県指定文化財 | 「文化財保存事業補助金交付要綱」（昭和54年7月9日制定）に定める対象経費 | 補助対象経費に係る県費補助額の1/2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） |
| 市指定文化財 | 修理工事経費 防災設備工事経費 耐震対策工事経費 設計料及び監理料 保存施設整備工事経費 調査経費 その他指定文化財の保存活用上特に教育委員会が必要と認める経費 | 補助対象経費の1/2以内の額 （その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） |
| 国登録有形文化財 | 「登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項」（平成9年7月11日文化庁長官裁定）に定める対象経費 | 補助対象経費に係る県費補助額の1/2以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額） |

別記第1号様式（第3条）

茂原市文化財保存事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

住所又は所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者氏名

印

下記のとおり、補助金の交付を受けて事業を実施したいので、茂原市文化財保存事業補助金交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 文化財の名称
- 2 交付申請額 円
- 3 事業の目的及び内容
- 4 事業期間
- 5 添付書類
 - （1）事業計画書
 - （2）収支予算書
 - （3）その他教育委員会が必要と認める書類

第2号様式（第4条）

第 号
年 月 日

住所又は所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者氏名 様

茂原市教育委員会 印

茂原市文化財保存事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった茂原市文化財保存事業補助金について、下記のとおり決定したので、茂原市文化財保存事業補助金交付規則第4条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 却下理由

第3号様式（第5条第1項）

茂原市文化財保存事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

住所又は所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた文化財保存事業
を変更（中止・廃止）したいので、茂原市文化財保存事業補助金交付規則第5条第1項の
規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）内容
- 2 変更（中止・廃止）理由
- 3 その他

決定書

第 号

年 月 日

申請のとおり、承認する。 ・ 承認しない。

茂原市教育委員会 印

第4号様式（第5条第2項）

第 号
年 月 日

住所又は所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者氏名 様

茂原市教育委員会 印

茂原市文化財保存事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更（中止・廃止）申請のあった茂原市文化財保存事業補助金を下記のとおり決定したので、茂原市文化財保存事業補助金交付規則第5条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額 円

第5号様式（第6条）

茂原市文化財保存事業実績報告書

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

住所又は所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号により交付決定（交付変更決定）を受けた文化財保存事業の実績について、茂原市文化財保存事業補助金交付規則第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 文化財の名称
- 2 実施期間
- 3 添付書類
 - （1）収支決算書
 - （2）完成写真
 - （3）その他教育委員会が必要と認める書類

第6号様式（第7条）

第 号
年 月 日

住所又は所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者氏名 様

茂原市教育委員会 印

茂原市文化財保存事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった文化財保存事業について、下記のとおり補助金の額を確定したので、茂原市文化財保存事業補助金交付規則第7条の規定により通知します。

記

交付確定額 円

第7号様式（第8条）

茂原市文化財保存事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

住所又は所在地

申請者 名 称

氏名又は代表者氏名

印

年 月 日付け 第 号により確定通知を受けた茂原市文化財保存事業補助金について、茂原市文化財保存事業補助金交付規則第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

円

提案理由 市内に現存する国、県及び市指定文化財等の保存に要する経費の一部を補助するため、補助に関する必要な事項を定めるものです。